

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新C	新B	旧B	新A	旧A	旧 新 別
入間市河原町一三〇七番一四地先 から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三〇八番八地 先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一二八八番四地 先まで	区 間
一六・〇一〇 二三・一八	一二・五〇〇 二三・二三	一二・五〇〇 二三・二三	一一・一三〇 二五・七八	一一・一三〇 二九・二三	敷地の幅員 (メートル)
九七・九〇	一五八・九四	一九九・三五	一三五・六九	一九九・五九	延長 (メートル)
平成二十九年十一月二十四日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第十三号の道路 予定区域の一部変更である。					備 考